

5. 視覚障害者に配慮した視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法

ここでは、南彦根地域において、視覚障害者の意見を聞いた結果や現地仮設検討結果に基づいた視覚障害者誘導用ブロックの敷設時の考え方を述べる。

交差点部において視覚障害者誘導用ブロックを巻き込み形状に合わせて敷設すると、歩行方向を認識しづらくなり、誤って交差点内に歩行してしまう事がある。これは、視覚障害者が点状ブロックの横並びで方向を認識するからである。

視覚障害者が交差点の対面に歩行できる様に誘導するには、巻き込み形状に関係なく、図-4 の様に点状ブロックを歩行方向に直角でかつ2列に敷設するのが望ましい。

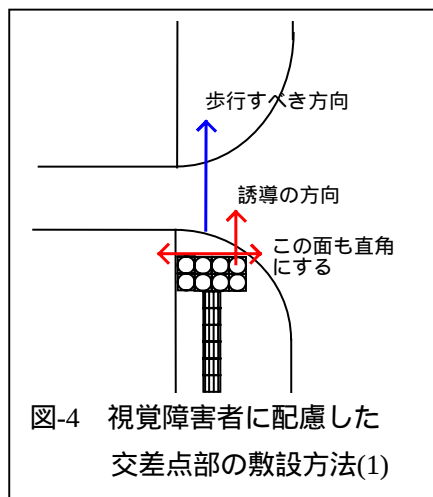


図-4 視覚障害者に配慮した交差点部の敷設方法(1)

また、点状ブロックは、歩行方向の誘導だけでなく、歩行位置の確認にも利用されていることがあるため、図-5 の様な横断歩道部では誘導してきた線状ブロックの位置が点状ブロックの中心に一致することが望ましい。ただし、交差点形状によっては、横断歩道全幅に点状ブロックが敷設できなくても、対称とすることを優先する。

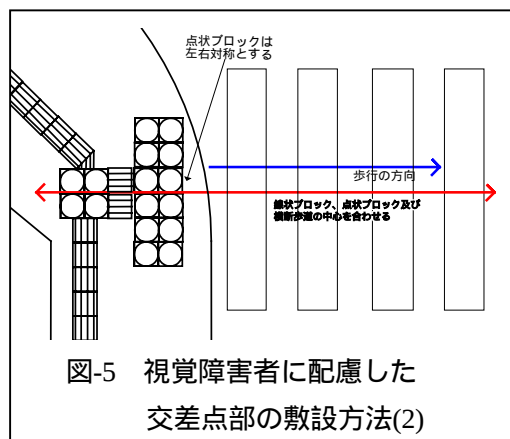


図-5 視覚障害者に配慮した交差点部の敷設方法(2)

交差点巻き込み部での敷設方法を整理すると、横断方向が明確になるようにするために、点状ブロックを横断方向と直角かつ直線になるように2列で敷設する。

原則として横断歩道中心と点状ブロックの中心を合わせる。

以下の写真は、当事者立ち会いのもと、視覚障害者誘導用ブロックを整備し直した事例である。



写真-3 (整備前)



写真-4 (整備後)

6. あとがき

視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法については、ガイドライン²⁾³⁾等に一定の基準が示されている。ただし、交差点形状や歩道幅員・線形等、現場の状況により、ガイドラインの基準通りに敷設できない場合がある。本取り組みでは、現地にて当事者と敷設方法を確認しながら視覚障害者誘導用ブロックを敷設することができた。

今後、視覚障害者誘導用ブロックを整備する上では、敷設の考え方を設計者、施工者とも理解する必要がある。また、視覚障害者の歩行実態を十分認識し、視覚障害者の立場に立った計画・施工をしていくべきである。場合によっては、視覚障害者の意見を聞くことも重要である。

参考文献

1. 滋賀県湖東地域振興局建設管理部：平成14年度503号 視覚障害者に配慮した道路空間整備調査検討業務委託（H.15.3）
 2. 建設省道路局：視覚障害者誘導用ブロック設置基準（S.60.9）
 3. 交通エコロジ・モビリティ・財団：公共交通機関旅客施設の移動円滑化ガイドライン（H.13.8）
- 国土交通省道路局：
道路の移動円滑化整備ガイドライン（基礎編）（H13.11）